

承第3号

専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成31年4月26日提出

下呂市長 服部 秀洋

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第3号

専決処分書（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下呂市国民健康
保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

下呂市長 服部 秀洋

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被</p>	<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被</p>

改正後	改正前
<p>保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p>	<p>保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るための措置について講じた地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）が、平成 31 年 3 月 29 日に公布され、その一部が平成 31 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 58 万円から 61 万円に引き上げます。

（第 2 条、第 23 条関係）

- (2) 国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を 27 万 5 千円から 28 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を 50 万円から 51 万円に引き上げます。

（第 23 条関係）

- (3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

（附則第 1 項関係）

- (4) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

（附則第 2 項関係）